

○愛西市障害者地域総合支援協議会設置要綱

平成19年9月28日

訓令第27号

改正 平成20年3月31日訓令第18号

平成20年12月16日訓令第45号

平成24年11月20日訓令第43号

平成25年3月25日訓令第9号

平成28年3月31日訓令第56号

平成29年4月1日訓令第23号

令和2年3月17日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項の規定に基づく、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として愛西市障害者地域総合支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発、改善
- (5) 相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- (6) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法

律第65号)第17条第1項の規定により組織される障害者差別解消支援地域協議会に関すること。

(8) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第1項に規定する社会福祉充実計画に関すること。

(9) その他協議会の目的を達成するために必要な事項  
(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 保健・医療関係者
- (2) 障害福祉関係者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に委員の互選により、会長を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する副会長をあらかじめ指名する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。

(部会等)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、課題整理等を行う運営委員会のほか、分野別の部会等を設けることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保険福祉部社会福祉課において処理する。

2 庶務の一部については、市長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

2 第3条第2項に規定する委員の任期は、初回に限り、同項の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月31日訓令第18号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月16日訓令第45号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年11月20日訓令第43号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の愛西市障害者地域自立支援協議会設置要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月25日訓令第9号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第56号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日訓令第23号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日訓令第12号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○愛西市障害者地域総合支援協議会運営委員会設置要領

平成20年8月1日

訓令第48号

改正 平成24年3月30日訓令第16号

平成25年3月25日訓令第11号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛西市障害者地域総合支援協議会設置要綱（平成19年愛西市訓令第27号）第6条の規定に基づき、愛西市障害者地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する運営委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各部会やプロジェクトチームからの情報整理や課題分析に関すること。
- (2) 協議会全体の運営や方向性に関すること。
- (3) 協議会へ付議すべき議事の選定に関すること。
- (4) その他運営委員会の運営に必要と認める事項に関すること。

(運営)

第3条 運営委員会は、次に掲げる各部会の部会長及び副部会長をもって構成する。

- (1) 地域生活支援部会
- (2) 就労・相談支援部会
- (3) 発達支援部会

2 運営委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

3 運営委員会は、部会長から部会員の加入又は退会若しくは脱会の進達又は届け出があったときは、速やかに可否の決定をし、部会長に通知する。

(秘密の保持)

第4条 運営委員会の委員及び会議の出席者は、会議を通じて知り得た情報について、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、協議会の庶務を処理するところで行う。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月4日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第16号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日訓令第11号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

○愛西市障害者地域総合支援協議会就労・相談支援部会設置要領

平成20年8月1日

訓令第50号

改正 平成24年3月30日訓令第17号

平成25年3月25日訓令第11号

平成29年4月1日訓令第25号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛西市障害者地域総合支援協議会設置要綱（平成19年愛西市訓令第27号）第6条の規定に基づき、愛西市障害者地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 就労・相談支援に関して、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者の就労相談に関する啓発、啓蒙
- (2) 保健福祉サービスに関する相談支援の中立公平性の確保
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (5) 地域の社会資源の開発
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 部会は、関係機関の実務担当者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(加入脱会等)

第4条 部会長は、福祉サービス提供事業所又は福祉・医療等関係機関から部会への加入の申出又は部会員の退会の申出があったときは、意見を付し

運営委員会へ進達するものとする。

- 2 部会長は、部会として必要な場合は、福祉・医療等関係機関へ加入依頼し、意見を付し運営委員会へ届け出ることができる。
- 3 福祉サービス提供事業所は、市内の事業所とする。
- 4 部会長は、部会員が部会の趣旨に反し、規範を乱す行為をしたとき又は社会的信用を失墜させる行為をしたときは、部会の協議を経て脱会の意見を付し運営委員会へ届け出なければならない。

(任期)

第5条 部会員の任期は、2年とし、その再任を妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第6条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の互選とし、部会を代表し会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長の指名とし、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 部会の会議は、部会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 部会の会議は、必要に応じて、部会員以外の者の出席を求めて、その意見を求めることができる。
- 4 部会長は、会議の協議内容を運営委員会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 部会員及び会議の出席者は、会議を通じて知り得た情報について、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、協議会の庶務を処理するところで行う。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が部会員に諮って定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年8月4日から施行する。
- 2 第4条に規定する部会員の任期は、初回に限り、同条の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日訓令第17号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第11号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第25号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。



○愛西市障害者地域総合支援協議会地域生活支援部会設置要領

平成20年8月1日

訓令第49号

改正 平成23年10月20日訓令第28号

平成24年3月30日訓令第17号

平成25年3月25日訓令第11号

平成29年4月1日訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛西市障害者地域総合支援協議会設置要綱（平成19年愛西市訓令第27号）第6条の規定に基づき、愛西市障害者地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 困難事例への対応のあり方の協議、調整
- (2) 地域生活をより充実したものにするための関係機関によるネットワーク作り
- (3) 地域の社会資源の開発、改善
- (4) 部会員の資質向上のための研修の開催
- (5) 地域の障害者に対する理解を深めるための啓蒙
- (6) その他地域生活支援部会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 部会は、関係機関の実務担当者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(加入脱会等)

第4条 部会長は、福祉サービス提供事業所又は福祉・医療等関係機関から部会への加入の申出又は部会員の退会の申出があったときは、意見を付し運営委員会へ進達するものとする。

2 部会長は、部会として必要な場合は、福祉・医療等関係機関へ加入依頼し、意見を付し運営委員会へ届け出ることができる。

3 福祉サービス提供事業所は、市内の事業所とする。

4 部会長は、部会員が部会の趣旨に反し、規範を乱す行為をしたとき又は社会的信用を失墜させる行為をしたときは、部会の協議を経て脱会の意見を付し運営委員会へ届け出なければならない。

(任期)

第5条 部会員の任期は、2年とし、その再任を妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第6条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会員の互選とし、部会を代表し会務を総理する。

3 副部会長は、部会長の指名とし、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会の会議は、部会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 部会の会議は、必要に応じて、部会員以外の者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

4 部会長は、会議の協議内容を運営委員会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 部会員及び会議の出席者は、会議を通じて知り得た情報について、

他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、協議会の庶務を処理するところで行う。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が部会員に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、平成20年8月4日から施行する。

2 第4条に規定する部会員の任期は、初回に限り、同条の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成23年10月20日訓令第28号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第17号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日訓令第11号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日訓令第24号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

○愛西市障害者地域総合支援協議会発達支援部会設置要領

平成20年8月1日

訓令第51号

改正 平成24年3月30日訓令第17号

平成25年3月25日訓令第11号

平成29年4月1日訓令第26号

令和2年3月17日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛西市障害者地域総合支援協議会設置要綱（平成19年愛西市訓令第27号）第6条の規定に基づき、愛西市障害者地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 発達障害や発達に遅れのある児童と家族への支援
- (2) 発達障害の理解に関する啓蒙、啓発
- (3) 発達支援事業に関する評価
- (4) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク
- (6) 療育体制の開発、展開
- (7) 相談支援体制の充実と整備
- (8) その他発達支援に必要な事項

(組織)

第3条 部会は、関係機関の実務担当者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(加入脱会等)

第4条 部会長は、福祉サービス提供事業所又は福祉・医療等関係機関から部会への加入の申出又は部会員の退会の申出があったときは、意見を付し運営委員会へ進達するものとする。

2 部会長は、部会として必要な場合は、福祉・医療等関係機関へ加入依頼し、意見を付し運営委員会へ届け出ることができる。

3 福祉サービス提供事業所は、市内の事業所とする。

4 部会長は、部会員が部会の趣旨に反し、規範を乱す行為をしたとき又は社会的信用を失墜させる行為をしたときは、部会の協議を経て脱会の意見を付し運営委員会へ届け出なければならない。

(療育検討会)

第5条 部会は、発達支援部会の目的を達成するため、第3条に定める部会員のほか、次の構成員を加えた療育検討会を年1回開催するものとする。

- (1) 保育園代表
- (2) 幼稚園代表
- (3) 学校教育課
- (4) 子育て支援課（家庭児童相談室）
- (5) 海部児童・障害者相談センター
- (6) 青い鳥医療療育センター

(任期)

第6条 部会員の任期は、2年とし、その再任を妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会員の互選とし、部会を代表し会務を総理する。

3 副部会長は、部会長の指名とし、部会長を補佐し、部会長が不在のとき

は、その職務を代行する。

(会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

2 部会の会議は、部会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 部会の会議は、必要に応じて、部会員以外の者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

4 部会長は、会議の協議内容を運営委員会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 部会員及び会議の出席者は、会議を通じて知り得た情報について、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、協議会の庶務を処理するところで行う。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が部会員に諮って定める。

附 則

1 この訓令は、平成20年8月4日から施行する。

2 第4条に規定する部会員の任期は、初回に限り、同条の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月30日訓令第17号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日訓令第11号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日訓令第26号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和２年３月１７日訓令第１２号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。